

非常変災による臨時休業について（生徒手帳 p 10）

暴風警報または大雨警報が宝塚市または川西市を含む地域に発令された場合、生徒は自宅待機とする。ただし、次の場合は授業を行う。

1. 午前6時までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。
2. 午前8時までに警報が解除された場合は、3校時より授業を行う。
その際、生徒は全時間割の準備をして登校する。
3. 午前10時までに警報が解除された場合は、5校時より授業を行う。
その際、生徒は全時間割の準備をして登校する。

○午前10時現在で警報が発令されている場合は、臨時休業とする。

○「午前中4限授業の日」と「考査日」は、午前8時現在で警報が発令されている場合は、臨時休業とする。

（注）

宝塚市や川西市で警報が発令されていない場合は、平常授業を行います。

その他、地域により登校が困難な時、または、危険を伴う時は個別に自宅待機し、学校へその旨の連絡をしてください。この場合は、欠席扱いとはしません。

情報の受け方

λ警報の発表・解除は、NHKの放送を基準としてください。

λ宝塚市と川西市の「防災・防犯メール」に登録し、情報を受けてください。